



赤いマークが目印

知っていますか？ ヘルプマーク

ヘルプマークは、目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを見かけたら、あなたの思いやりを届けましょう。また、ヘルプマークは役場高齢障がい福祉課で無料配布しています。

こんな時は、思いやりある行動を！

- ケース1 言語障がいや聴覚障がいのある人には、手話や筆談でコミュニケーションをとりましょう。
- ケース2 ヘルプマークを身につけて困っているお年寄り。認知症で迷っているかも。声をかけてみましょう。
- ケース3 パニックや発作の起こる障がいのある人もいます。ヘルプカード裏面に対処法や緊急連絡先などが書かれているかもしれません。声をかけて確認しましょう。

目、耳、言語の障がい 知的障がい
精神障がい 難病 認知症 など
配慮が必要と知らせる
ヘルプマーク

障がいのある人をサポート

問 高齢障がい福祉課 ☎ 22-7762

行方不明の心配がある高齢者等のための 事前登録制度 を利用しませんか

高齢化が進む現代社会で、増加している認知症。外出したまま家に戻れず行方不明となるなど、身近な問題となっています。福智町では認知症などにより行方不明になった場合の早期発見・保護を目指し、より地域や公共機関の支援を得やすくするための事前登録制度を実施しています。本人と家族の安心・安全のためこの制度を利用してみませんか。

申込 役場 高齢障がい福祉課 高齢者福祉係 窓口 ☎ 22-7762

対象者
町内在住で、行方不明の心配のある方々（※住民票の有無は問いません）が対象で、対象となるかたの情報を事前に申請登録します。

登録する情報
対象となるかたの写真、身体的特徴、以前からよく通っていた場所、緊急連絡先などを申請書に記入し、登録します。登録された情報は大切に保護され、この制度のためだけに使われます。

登録に必要な物
登録の対象となる本人の写真。
※ 3か月以内に撮影した、正面から無帽で顔を映したものと全身写真(各1枚)



国民健康保険では所得に応じて、国民健康保険税の所得割の算定や軽減の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定などを行います。軽減や自己負担限度額などを正しく判定するため、国民健康保険加入者（世帯主、加入世帯員）は、毎年、所得の申告が必要です。

次の人は、所得の申告は必要ありません

- 所得税の確定申告や町県民税（住民税）の申告をした人
- 給与収入のみで、給与支払報告書が勤務先から町に提出された人
- 公的年金のみの収入で、公的年金支払報告書を町に提出された人



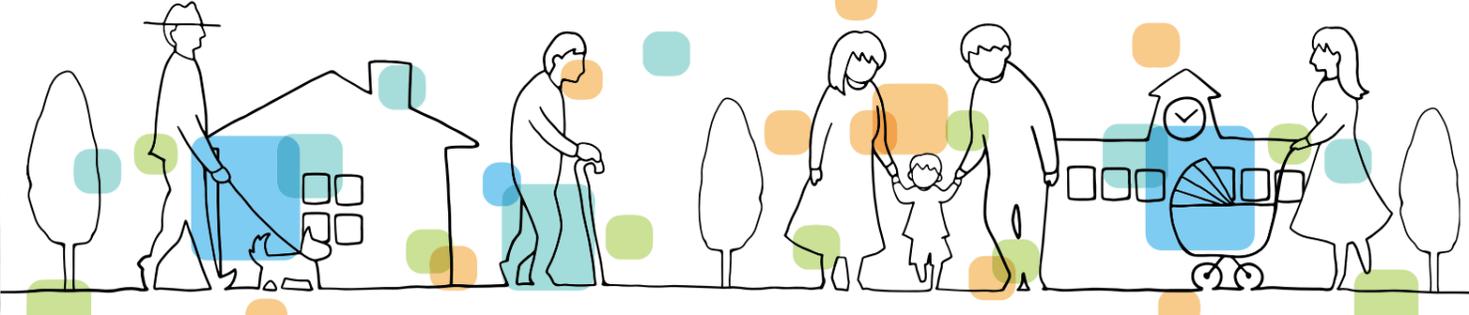
国民健康保険のあれこれ

問 役場 税務住民課 国保・年金係 ☎ 22-7761

未就学児の国民健康保険税の軽減措置

令和4年度分の国民健康保険税から子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の子どもに係る均等割額について、5割を軽減します。

- 軽減内容**
- 国民健康保険に加入している未就学児の均等割額を5割軽減します。
 - 法定軽減（所得の基準による軽減）に該当している世帯の場合は、軽減措置後の均等割額をさらに5割軽減します。
 - 所得が判明していない未申告世帯については、軽減の適用がされませんので所得申告をお願いします。



国民健康保険税の納税通知書を7月に郵送

「令和4年度国民健康保険納税通知書」を7月上旬に世帯主へ郵送します。納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいれば、納税通知書や納付書は世帯主あての郵送となります。納税通知書で年税額、徴収方法をご確認いただき各納期限までに下記のいずれかの方法で納付してください。

普通徴収

「口座振替」と「納付書」の2つの納付方法があります。納め忘れの心配がなく、納めに行く手間も省ける口座振替が便利です。納付書はコンビニエンスストアでも納付できます。

特別徴収

世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合は、世帯主の年金から年6回天引きします。前年度より保険税が大きく増減した場合は普通徴収に変わることがあります。

対象者

国民健康保険加入者のうち、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者（未就学児）

○未就学児1人に係る均等割額（年額）

法定軽減	未就学児均等割額		
	軽減前	軽減後	軽減割合
7割軽減	9,900円	4,950円	8.5割
5割軽減	16,500円	8,250円	7.5割
2割軽減	26,400円	13,200円	6割
軽減なし	33,000円	16,500円	5割